

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きがけの翌日)

鳥取県漁業經營維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十七号

◆規則 鳥取県漁業經營維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

◆規則 第六十九号の一部を改正する規則

鳥取県漁業經營維持安定資金利子補給規則（昭和五十一年十一月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。
第四条中「年四・〇パーセント」を「年三・五パーセント」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に改正前の鳥取県漁業經營維持安定資金利子補給規則第五条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承諾が行われている漁業經營維持安定資金については、なお従前の例による。

- ◆正誤 昭和五十九年五月鳥取県告示第四百二号中訂正
- ◆公 告 鳥取県職員採用上級試験の実施
- ◆公 告 鳥取県職員採用上級試験の実施

鳥取県漁業經營維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十八号

鳥取県漁業經營安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業經營安定資金利子補給規則（昭和五十六年六月鳥取県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「年六パーセント以内」を「年五・五パーセント

以内」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の鳥取県漁業經營安定資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承諾が行われている漁業經營安定資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第四百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十一条第一項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の指定の辞退があつたので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十六条の規定により告示する。

昭和五十九年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百二十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
山形歯科医院	鳥取市新町二一〇	昭和五十九年四月三日
掘江歯科医院	米子市錦町二丁目一五	昭和五十九年四月一日
鈴木歯科医院 植木歯科医院	米子市加茂町一丁目二三 米子市諏訪五一五	" 昭和五十九年四月三日

遠藤歯科診療所 マシー	日野郡江府町大字江尾 境港市渡町一三二六	昭和五十九年三月二十 六日
アオト・ファー マシー	境港市渡町一三二六	昭和五十九年四月一日
アオト・ファー マシー	境港市渡町一三一六	昭和五十九年四月一日
アオト・ファー マシー	境港市渡町一三一六	昭和五十九年四月一日
アオト・ファー マシー	境港市渡町一三一六	昭和五十九年四月一日

鳥取県告示第四百二十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
山形歯科医院	鳥取市新町二一〇	昭和五十九年四月三日
掘江歯科医院	米子市錦町一丁目一五	昭和五十九年四月二日
鈴木歯科医院	米子市加茂町一丁目二二	〃
植木歯科医院	米子市諏訪五一五	昭和五十九年四月三日
遠藤歯科診療所	日野郡江府町大字江尾 一九八九年一月一六日	昭和五十九年三月二十六日

鳥取県告示第四百二十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十九年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
坂 口 内 科	米子市尾高町一一二	昭和五十九年五月十日

鳥取県告示第四百三十号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林水産部漁港課及び福部村役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和五十九年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所
鳥取県

鳥取市東町一丁目二二〇
鳥取県知事 西尾邑次

二 埋立区域

(+) 位置

鳥取市東町一丁目二二〇

(-) 区域

岩美郡福部村大字岩戸字屋敷二一九一一から二七一までの地先公有

水面

(+) 位置

次の1の地点から9の地点までを順次に直線で結んだ線及び9の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点

岩戸漁港防波堤灯台（北緯三五度三三分四八秒東経一三四度六分三八秒）から一〇八度五〇分一七九・〇〇メートル

の地点（以下「A地点」という。）から三一二度二〇分九・

一〇メートルの地点

2の地点 A地点から一七六度〇〇分一六六・七〇メートルの地点

3の地点 A地点から一七九度三〇分二三二・〇〇メートルの地点

4の地点 A地点から一〇六度〇〇分一五六・〇〇メートルの地点

5の地点 A地点から一〇八度五〇分一九・〇〇メートルの地点

6の地点 A地点から二三〇度〇〇分一四二・〇〇メートルの地点

7の地点 A地点から二〇五度四五分六八・五〇メートルの地点
8の地点 A地点から一〇三度二〇分六六・五〇メートルの地点
9の地点 A地点から一五二度四五分三六・二〇メートルの地点

三 面積
(+) 位置

岩美郡福部村大字岩戸字田ノ尻一二四一八から字瀧ノ下四八八までの陸地及びそれらの地先公有水面

(-) 区域

次のアの地点からカの地点までを順次に直線で結んだ線及びカの地点とアの地点とを直線で結んだ線によつて囲まれた区域

アの地点

A地点から二四度〇〇分二七・〇〇メートルの地点

イの地点

A地点から一六八度三五分一四五・〇〇メートルの地点

ウの地点

A地点から一七八度三〇分一九六・八〇メートルの地点

エの地点

A地点から一四四度三〇分一七六・八〇メートルの地点

オの地点

A地点から一八一度三〇分一九二・三〇メートルの地点

カの地点

A地点から三三一度三〇分一五五・〇〇メートルの地点

(-) 面積

六四、三九三・二五平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地及び関連用地地

五 出願年月日

昭和五十九年五月十七日

公
告

昭和59年5月29日火曜日

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により増加する場合がある。

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

昭和59年5月29日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔽

1 試験の名称

昭和59年度鳥取県職員採用上級試験

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
行 政	約30名
土 木	若干名
農業土木	若干名
農 業	約10名
社会福祉	若干名

3 対象となる職

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表6等級相当程度の職員の職

4 給与
この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額 104,000円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格
受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

試験の区分	受 験 資 格
行 政	
土 木	昭和30年4月2日から昭和38年4月1日までに生まれた者
農業土木	

農 業	昭和30年4月2日から昭和38年4月1日までに生まれた者で、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第14条の3に規定する農業改良普及員の資格を有するもの又は昭和60年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの
社会福祉	昭和30年4月2日から昭和38年4月1日までに生まれた者で、社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第18条各号に規定する社会福祉主事としての任用資格を有するもの又は昭和60年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式及び記述式）及び適性検査とし、専門試験の出題分野は、別表のとおりとする。

(2) 試験の期日

昭和59年7月15日（日）

(3) 試験の場所

鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校
米子市錦町一丁目103番地 鳥取県立米子西高等学校

(4) 第1次試験合格者の発表

昭和59年9月上旬に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220番地）及び第二庁舎（鳥取市東町一丁目271番地）の一階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

7 第2次試験

(1) 試験種目

論文試験、人物試験、身体検査及び人物調査とし、人物試験は個別面接により、人物調査は通信調査により行う。

(2) 試験の期日及び場所（人物調査を除く。）

昭和59年10月上旬に鳥取市において行う。

8 最終合格者の発表

昭和59年10月中旬に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の一階掲示板にその氏名を掲示して発表する。
なお、合格者には、書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に基づき、提示した者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。
申込みできる「試験の区分」は一つに限る。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間

昭和59年6月4日（月）から同月16日（土）まで

なお、郵送による申込みは、昭和59年6月16日（土）までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 申込受付時間

9時から17時まで（土曜日は12時まで）。ただし、日曜日は受け付けない。

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。
(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、70円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

（以下）廿次の箇所に記入があつたので、提出する。

別表 専門試験（多肢選択式及び記述式）出題分野一覧表

試験の区分	出題 分野
行政	政治学、行政学、社会政策、憲法、行政法、民法、商法、刑法、労働法、経済学、財政学
土木	数学、物理、応用力学、水理学、測量、土壤物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構、材料施工、農業機械、農学一般 都市計画、測量、河川、道路、港湾、交通、土木道
農業土木	数学、応用力学、水理学、測量、土壤物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構、材料施工、農業機械、農学一般
農業	栽培学 ^{植物} 論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業經濟一般
社会福祉	社会福祉概論（社会病理学及び社会保障を含む。）、社会学概論、社会心理学、心理学、社会調査